

こ 成 事 第 6 5 9 号  
令 和 6 年 9 月 2 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
市区町村長

こども家庭庁長官  
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の一部改正について

標記については、令和5年8月22日こ成事第370号本職通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

新				旧					
次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱				次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱					
1～3 (略)				1～3 (略)					
(定義)				(定義)					
4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。					
(1) 児童福祉施設等				(1) 児童福祉施設等					
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類		
(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、 <a href="#">同法第 44 条の 3 第 1 項</a> に基づく里親支援センターを含む。）、 <a href="#">同法第 12 条の 4</a> に基づく児童を一時保護する一時保護施設、 <a href="#">同法第 35 条第 10 項</a> に基づく職員養成施設、 <a href="#">同法第 6 条の 3 第 1 項</a> に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、 <a href="#">同条の 3 第 3 項</a> に基づく子育て短期支援事業所、 <a href="#">同条第 6 項</a> に基づく地域子育て支援拠点事業所、 <a href="#">同条第 7 項</a> に基づく一時預かり事業所、 <a href="#">同条第 8 項</a> に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、 <a href="#">同法第 6 条の 3 第 16 項</a> に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、 <a href="#">同条第 18 項</a> に基づく妊産婦等生活援助事業所、 <a href="#">同条第 20 項</a> に基づく児童育成支援拠点事業所、 <a href="#">同法第 10 条の 2 第 1 項</a> に基づくこども家庭センター、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づく利用者支援事業所、母子保健	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設	(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、 <a href="#">児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）第 2 条による改正後の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）</a> 第 44 条の 3 第 1 項に基づく里親支援センターを含む。）、 <a href="#">児童福祉法第 12 条の 4</a> に基づく児童を一時保護する一時保護施設、 <a href="#">同法第 35 条第 10 項</a> に基づく職員養成施設、 <a href="#">同法第 6 条の 3 第 1 項</a> に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、 <a href="#">同条の 3 第 3 項</a> に基づく子育て短期支援事業所、 <a href="#">同条第 6 項</a> に基づく地域子育て支援拠点事業所、 <a href="#">同条第 7 項</a> に基づく一時預かり事業所、 <a href="#">同条第 8 項</a> に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、 <a href="#">改正児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項</a> に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、 <a href="#">同条第 18 項</a> に基づく妊産婦等生活援助事業所、 <a href="#">同条第 20 項</a> に基づく児童育成支援拠点事業所、 <a href="#">同法第 10 条の 2</a>	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設		
		一時保護施設	乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター				一時保護施設	乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	
		職員養成施設					職員養成施設		
		児童自立生活援助事業所					児童自立生活援助事業所		
		子育て短期支援事業所					子育て短期支援事業所		
		地域子育て支援拠点事業所					地域子育て支援拠点事業所		
		一時預かり事業所					一時預かり事業所		

新				旧			
法(昭和40年法律第141号)第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設	小規模住居型児童養育事業所			第1項に基づくこども家庭センター、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に基づく利用者支援事業所、母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点	小規模住居型児童養育事業所		
	社会的養護自立支援拠点事業所				社会的養護自立支援拠点事業所		
	妊産婦等生活援助事業所				妊産婦等生活援助事業所		
	児童育成支援拠点事業所				児童育成支援拠点事業所		
	こども家庭センター				こども家庭センター		
	利用者支援事業所				利用者支援事業所		
	産後ケア事業を行う施設				産後ケア事業を行う施設		
	子育て支援のための拠点施設				子育て支援のための拠点施設		
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	市区町村子ども家庭総合支援拠点 その他施設		

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

新			旧		
<p>(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(事業の種類)</p> <p>6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）</p>			<p>(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(事業の種類)</p> <p>6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）</p>		
①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体	①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等			(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項 <u>改正</u> 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）	イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	指定都市、中核市若しくは市町村	オ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村	カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村	キ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	ケ 社会的養護自立支援拠点事業所	<u>改正</u> 児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

新			旧		
コ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	コ 妊産婦等生活援助事業所	<u>改正</u> 児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
サ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	指定都市、中核市若しくは市町村	サ 児童育成支援拠点事業所	<u>改正</u> 児童福祉法第6条の3第20項	指定都市、中核市若しくは市町村
シ こども家庭センター	児童福祉法第10条の2	指定都市、中核市若しくは市町村	シ こども家庭センター	<u>改正</u> 児童福祉法第10条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村	ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村	セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ソ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村	ソ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	<u>タ 市区町村子ども家庭総合支援拠点</u>	<u>平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」</u>	<u>指定都市、中核市、市町村</u>
(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村

(2)～(5) (略)

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（(7)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く。）
ウ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	

(2)～(5) (略)

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（(7)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第4項 <u>改正</u> 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く。）
ウ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	

新			旧		
エ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	く)	エ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	く)
オ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項		オ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項		カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号		キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
ク 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項		ク 社会的養護自立支援拠点事業所	改正児童福祉法第6条の3第16項	
ケ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3の第18項		ケ 妊産婦等生活援助事業所	改正児童福祉法第6条の3の第18項	
コ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項		コ 児童育成支援拠点事業所	改正児童福祉法第6条の3第20項	
サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2		サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	
(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
<p>(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3の第18項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>7～18 (略)</p> <p>別表1-1～別表1-4 (略)</p>			<p>(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては改正児童福祉法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3の第18項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>7～18 (略)</p> <p>別表1-1～別表1-4 (略)</p>		

新

## 別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>7,634</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>3,973</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>66</u>
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	<u>559</u>
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	<u>1,118</u>
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	<u>1,677</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>20,685</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>4,037</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>444</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>2,547</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>66</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>30</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>2,483</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>20,685</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>700</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>57</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>611</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>878</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>3,973</u>
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	<u>4,224</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>109</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>50</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>4,118</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>34,303</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>1,161</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>95</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>1,013</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>1,457</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>6,590</u>

旧

## 別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>7,062</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>3,676</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>61</u>
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	<u>517</u>
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	<u>1,034</u>
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	<u>1,551</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>19,135</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>3,735</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>411</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>2,356</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>61</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>28</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>2,297</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>19,135</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>648</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>53</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>565</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>813</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>3,676</u>
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	<u>3,142</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>81</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>37</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>3,063</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>25,513</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>864</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>70</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>754</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>1,084</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>4,901</u>

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>9,221</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>66</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>20,685</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	<u>5,069</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>57</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	<u>878</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,260</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>17</u>
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>16,935</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,339</u>
放課後児童クラブ室設置加算 <u>※令和5年度以前からの継続事業に限る。</u>	1施設当たり	<u>3,589</u>
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>25,402</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,009</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>12,971</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,339</u>
放課後児童クラブ室設置加算 <u>※令和5年度以前からの継続事業に限る。</u>	1施設当たり	<u>3,589</u>
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>19,457</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,009</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>25,512</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,339</u>
放課後児童クラブ室設置加算 <u>※令和5年度以前からの継続事業に限る。</u>	1施設当たり	<u>3,589</u>
児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>38,268</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,009</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>34,038</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,425</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>2,001</u>

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>8,530</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>61</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>19,135</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	<u>4,689</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>53</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	<u>813</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,166</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>16</u>
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>15,666</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,239</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>3,320</u>
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>23,499</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,859</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>11,999</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,239</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>3,320</u>
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>17,999</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,859</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>23,600</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,239</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>3,320</u>
児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>35,401</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,859</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>31,488</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,243</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>1,851</u>



新			旧		
大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	<u>51,058</u>	大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	<u>47,232</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>3,637</u>	初度設備相当加算	1施設当たり	<u>3,365</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>3,001</u>	移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>2,776</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>3,897</u>	児童養護施設本体	1人当たり	<u>3,605</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>61</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,050</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>5,596</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>20,685</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>19,135</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,426</u>	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,319</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>57</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>53</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>878</u>	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>813</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>229</u>	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>212</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>3,973</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>3,676</u>
児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	<u>6,463</u>	児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	<u>4,807</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>109</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>81</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>10,033</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,462</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>34,303</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>25,513</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>2,365</u>	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,759</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>95</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>70</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,457</u>	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,084</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>380</u>	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>282</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>6,590</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,901</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>4,610</u>	児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>4,265</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>61</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>5,591</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>5,172</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>31,791</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>29,409</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>3,973</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>3,676</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>1,923</u>	通所部門整備加算	1人当たり	<u>1,779</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>54</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>50</u>

新			旧		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	<u>5,476</u>	児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	<u>5,066</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>61</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>6,444</u>	小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>5,962</u>
心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	<u>20,685</u>	心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	<u>19,135</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世帯 当 たり	<u>3,973</u>	親子生活訓練室整備加算	1 世帯 当 たり	<u>3,676</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>1,923</u>	通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>1,779</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>54</u>	初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>50</u>
児童家庭支援センター本体	1 施設 当 たり	<u>12,558</u>	児童家庭支援センター本体	1 施設 当 たり	<u>11,617</u>
里親支援センター本体	1 施設 当 たり	<u>12,558</u>	里親支援センター本体	1 施設 当 たり	<u>11,617</u>
職員養成施設本体	1 人 当 たり	<u>2,139</u>	職員養成施設本体	1 人 当 たり	<u>1,979</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>61</u>
小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 たり	<u>5,540</u>	小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 たり	<u>5,125</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>61</u>
児童自立生活援助事業所	1 人 当 たり	<u>5,056</u>	児童自立生活援助事業所	1 人 当 たり	<u>4,677</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>61</u>
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	子育て支援のための拠点施設本体	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
地域子育て支援拠点事業所	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	地域子育て支援拠点事業所	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
一時預かり事業所	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	一時預かり事業所	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
子育て短期支援事業所	1 人 当 たり	<u>5,540</u>	子育て短期支援事業所	1 人 当 たり	<u>5,125</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>66</u>	初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>61</u>
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
初度設備相当加算	1 世帯 当 たり	<u>57</u>	初度設備相当加算	1 世帯 当 たり	<u>53</u>
居室等整備加算	1 世帯 当 たり	<u>5,069</u>	居室等整備加算	1 世帯 当 たり	<u>4,689</u>
妊産婦等生活援助事業所	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	妊産婦等生活援助事業所	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
初度設備相当加算	1 世帯 当 たり	<u>57</u>	初度設備相当加算	1 世帯 当 たり	<u>53</u>
居室等整備加算	1 世帯 当 たり	<u>5,069</u>	居室等整備加算	1 世帯 当 たり	<u>4,689</u>
児童育成支援拠点事業所	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	児童育成支援拠点事業所	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
こども家庭センター	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	こども家庭センター	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
利用者支援事業所	1 施設 当 たり	<u>10,266</u>	利用者支援事業所	1 施設 当 たり	<u>9,496</u>
産後ケア事業を行う施設	1 施設 当 たり	<u>12,558</u>	産後ケア事業を行う施設	1 施設 当 たり	<u>11,617</u>
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1 施設 当 たり	<u>15,547</u>	産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1 施設 当 たり	<u>14,382</u>
			市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点 当 たり	<u>9,496</u>

新	旧
<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。))については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。</p> <p>3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)</p> <p>4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。</p> <p>6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。</p> <p>8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。</p> <p>9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。</p> <p>10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。</p>	<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。))については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。</p> <p>3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)</p> <p>4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。</p> <p>6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。</p> <p>8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。</p> <p>9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。</p> <p>10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。</p>

新				旧						
■ 交付要綱8(4)に掲げる事業(障害児施設等) (1施設あたり)				■ 交付要綱8(4)に掲げる事業(障害児施設等) (1施設あたり)						
事業(施設)の種類			交付基礎点数	事業(施設)の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>78,643</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>72,751</u>	
			標準	<u>74,899</u>				標準	<u>69,287</u>	
		21人～40人	都市部	<u>157,939</u>	21人～40人	都市部	<u>146,106</u>			
			標準	<u>150,419</u>		標準	<u>139,148</u>			
		41人～60人	都市部	<u>263,314</u>	41人～60人	都市部	<u>243,585</u>			
			標準	<u>250,776</u>		標準	<u>231,986</u>			
		61人～80人	都市部	<u>370,564</u>	61人～80人	都市部	<u>342,798</u>			
			標準	<u>352,919</u>		標準	<u>326,475</u>			
	81人～100人	都市部	<u>476,836</u>	81人～100人	都市部	<u>441,107</u>				
		標準	<u>454,130</u>		標準	<u>420,102</u>				
	101人～120人	都市部	<u>582,944</u>	101人～120人	都市部	<u>539,265</u>				
		標準	<u>555,185</u>		標準	<u>513,585</u>				
	121人以上	都市部	<u>689,134</u>	121人以上	都市部	<u>637,498</u>				
		標準	<u>656,319</u>		標準	<u>607,141</u>				
	訓練事業等整備加算			都市部	<u>33,332</u>	訓練事業等整備加算			都市部	<u>30,835</u>
				標準	<u>31,745</u>				標準	<u>29,366</u>
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	<u>109,775</u>	大規模訓練設備等整備加算			都市部	<u>101,550</u>
				標準	<u>104,548</u>				標準	<u>96,715</u>
	短期入所整備加算			都市部	<u>9,045</u>	短期入所整備加算			都市部	<u>8,368</u>
				標準	<u>8,615</u>				標準	<u>7,970</u>
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>10,512</u>	発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>9,725</u>	
			標準	<u>10,012</u>				標準	<u>9,262</u>	
障害児相談支援整備加算			都市部	<u>7,513</u>	障害児相談支援整備加算			都市部	<u>6,951</u>	
			標準	<u>7,156</u>				標準	<u>6,620</u>	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	<u>5,003</u>	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	<u>4,629</u>	
			標準	<u>4,765</u>				標準	<u>4,409</u>	
小規模グループケア整備加算			都市部	<u>16,135</u>	小規模グループケア整備加算			都市部	<u>14,927</u>	
			標準	<u>15,367</u>				標準	<u>14,216</u>	
避難スペース整備加算			都市部	<u>29,012</u>	避難スペース整備加算			都市部	<u>26,839</u>	
			標準	<u>27,631</u>				標準	<u>25,561</u>	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>43,273</u>	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>40,032</u>	
			標準	<u>41,213</u>				標準	<u>38,126</u>	
		21人～40人	都市部	<u>87,119</u>	21人～40人	都市部	<u>80,592</u>			
			標準	<u>82,971</u>		標準	<u>76,754</u>			
		41人～60人	都市部	<u>145,471</u>	41人～60人	都市部	<u>134,571</u>			
			標準	<u>138,544</u>		標準	<u>128,163</u>			
		61人～80人	都市部	<u>204,393</u>	61人～80人	都市部	<u>189,078</u>			
			標準	<u>194,660</u>		標準	<u>180,074</u>			
	81人～100人	都市部	<u>263,314</u>	81人～100人	都市部	<u>243,585</u>				
		標準	<u>250,776</u>		標準	<u>231,986</u>				
	101人～120人	都市部	<u>321,503</u>	101人～120人	都市部	<u>297,414</u>				
		標準	<u>306,194</u>		標準	<u>283,251</u>				
	121人以上	都市部	<u>380,588</u>	121人以上	都市部	<u>352,071</u>				
		標準	<u>362,465</u>		標準	<u>335,306</u>				

新				旧			
	訓練事業等整備加算	都市部	33,331	訓練事業等整備加算	都市部	30,835	
		標準	31,744		標準	29,366	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775	大規模訓練設備等整備加算	都市部	101,550	
		標準	104,548		標準	96,715	
	短期入所整備加算	都市部	9,046	短期入所整備加算	都市部	8,368	
		標準	8,615		標準	7,970	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512	発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,725	
		標準	10,012		標準	9,262	
障害児相談支援整備加算	都市部	7,513	障害児相談支援整備加算	都市部	6,951		
	標準	7,156		標準	6,620		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,629		
	標準	4,765		標準	4,409		
避難スペース整備加算	都市部	29,012	避難スペース整備加算	都市部	26,839		
	標準	27,631		標準	25,561		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,677	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	20,054
		標準	20,645			標準	19,099
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,513	障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	6,951
		標準	7,156			標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,003	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	4,629
		標準	4,765			標準	4,409
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	29,012	避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	26,839
		標準	27,631			標準	25,561
<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 （こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>				<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 （こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			

新

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	6,056
初度設備相当加算	1人当たり	666
乳児院本体	1人当たり	3,396
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	88
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,311
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,580
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	934
初度設備相当加算	1人当たり	76
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	815
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,171
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,298
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	13,832
初度設備相当加算	1世帯当たり	99
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,027
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	7,604
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,318
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,891
初度設備相当加算	1人当たり	26

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。  
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）  
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（1人当たり）の交付基礎点数を適用する。  
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

旧

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,602
初度設備相当加算	1人当たり	616
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,796
初度設備相当加算	1世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1施設当たり	28,702
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	7,034
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,219
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,749
初度設備相当加算	1人当たり	24

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。  
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）  
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（1人当たり）の交付基礎点数を適用する。  
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>104,836</u>
			標準	<u>99,844</u>
		21人～40人	都市部	<u>210,652</u>
			標準	<u>200,621</u>
		41人～60人	都市部	<u>351,086</u>
			標準	<u>334,368</u>
		61人～80人	都市部	<u>494,064</u>
			標準	<u>470,538</u>
	81人～100人	都市部	<u>635,770</u>	
		標準	<u>605,496</u>	
	101人～120人	都市部	<u>777,281</u>	
		標準	<u>740,268</u>	
	121人以上	都市部	<u>918,792</u>	
		標準	<u>875,040</u>	
訓練事業等整備加算			都市部	<u>44,496</u>
			標準	<u>42,378</u>
大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>146,400</u>
			標準	<u>139,429</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>12,126</u>
			標準	<u>11,549</u>
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>14,082</u>
			標準	<u>13,412</u>
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	<u>9,975</u>
			標準	<u>9,500</u>
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	<u>6,669</u>
			標準	<u>6,352</u>
小規模グループケア整備加算			都市部	<u>21,515</u>
			標準	<u>20,491</u>
避難スペース整備加算			都市部	<u>38,628</u>
			標準	<u>36,789</u>
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>113,246</u>
			標準	<u>107,854</u>
		21人～40人	都市部	<u>227,473</u>
			標準	<u>216,641</u>
		41人～60人	都市部	<u>379,251</u>
			標準	<u>361,192</u>
		61人～80人	都市部	<u>533,574</u>
			標準	<u>508,166</u>
81人～100人	都市部	<u>686,624</u>		
	標準	<u>653,928</u>		
101人～120人	都市部	<u>839,479</u>		
	標準	<u>799,504</u>		
121人以上	都市部	<u>992,335</u>		
	標準	<u>945,081</u>		

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>96,982</u>
			標準	<u>92,364</u>
		21人～40人	都市部	<u>194,868</u>
			標準	<u>185,589</u>
		41人～60人	都市部	<u>324,780</u>
			標準	<u>309,314</u>
		61人～80人	都市部	<u>457,044</u>
			標準	<u>435,280</u>
	81人～100人	都市部	<u>588,132</u>	
		標準	<u>560,126</u>	
	101人～120人	都市部	<u>719,040</u>	
		標準	<u>684,800</u>	
	121人以上	都市部	<u>849,947</u>	
		標準	<u>809,473</u>	
訓練事業等整備加算			都市部	<u>41,163</u>
			標準	<u>39,203</u>
大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>135,431</u>
			標準	<u>128,982</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>11,218</u>
			標準	<u>10,684</u>
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>13,027</u>
			標準	<u>12,407</u>
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	<u>9,228</u>
			標準	<u>8,788</u>
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	<u>6,170</u>
			標準	<u>5,876</u>
小規模グループケア整備加算			都市部	<u>19,903</u>
			標準	<u>18,955</u>
避難スペース整備加算			都市部	<u>35,735</u>
			標準	<u>34,033</u>
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>104,762</u>
			標準	<u>99,773</u>
		21人～40人	都市部	<u>210,429</u>
			標準	<u>200,408</u>
		41人～60人	都市部	<u>350,835</u>
			標準	<u>334,128</u>
		61人～80人	都市部	<u>493,593</u>
			標準	<u>470,089</u>
81人～100人	都市部	<u>635,176</u>		
	標準	<u>604,929</u>		
101人～120人	都市部	<u>776,577</u>		
	標準	<u>739,597</u>		
121人以上	都市部	<u>917,979</u>		
	標準	<u>874,266</u>		

新				旧			
	訓練事業等整備加算	都市部	48,017	訓練事業等整備加算	都市部	44,420	
		標準	45,731		標準	42,305	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	158,135	大規模訓練設備等整備加算	都市部	146,287	
		標準	150,605		標準	139,321	
	短期入所整備加算	都市部	13,104	短期入所整備加算	都市部	12,123	
		標準	12,480		標準	11,545	
	障害児相談支援整備加算	都市部	10,757	障害児相談支援整備加算	都市部	9,951	
		標準	10,245		標準	9,478	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,207	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,667		
	標準	6,864		標準	6,350		
小規模グループケア整備加算	都市部	23,176	小規模グループケア整備加算	都市部	21,441		
	標準	22,073		標準	20,420		
避難スペース整備加算	都市部	41,758	避難スペース整備加算	都市部	38,630		
	標準	39,770		標準	36,790		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	28,848	増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	26,688		
	標準	27,475		標準	25,417		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。



新

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>3,396</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>88</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>40</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>3,311</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>27,580</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>934</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>76</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>815</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,171</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,298</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,147</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>88</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,455</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>42,389</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,298</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,564</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>73</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

旧

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>3,142</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>81</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>37</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>3,063</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>25,513</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>864</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>70</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>754</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,084</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,901</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>5,687</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>81</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,896</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>39,212</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,901</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,372</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>67</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 <u>104,836</u> 標準 <u>99,844</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>210,652</u> 標準 <u>200,621</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>351,086</u> 標準 <u>334,368</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>494,064</u> 標準 <u>470,538</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>635,770</u> 標準 <u>605,496</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>777,281</u> 標準 <u>740,268</u>
		121人 以上	都市部 <u>918,792</u> 標準 <u>875,040</u>
		訓練事業等整備加算	都市部 <u>44,496</u> 標準 <u>42,378</u>
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 <u>146,400</u> 標準 <u>139,429</u>	
	短期入所整備加算	都市部 <u>12,126</u> 標準 <u>11,549</u>	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>14,082</u> 標準 <u>13,412</u>	
	障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,975</u> 標準 <u>9,500</u>	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,669</u> 標準 <u>6,352</u>	
	小規模グループケア整備加算	都市部 <u>21,514</u> 標準 <u>20,490</u>	
避難スペース整備加算	都市部 <u>38,628</u> 標準 <u>36,789</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。  
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。  
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

旧

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 <u>96,982</u> 標準 <u>92,364</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>194,868</u> 標準 <u>185,589</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>324,780</u> 標準 <u>309,314</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>457,044</u> 標準 <u>435,280</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>588,132</u> 標準 <u>560,126</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>719,040</u> 標準 <u>684,800</u>
		121人 以上	都市部 <u>849,947</u> 標準 <u>809,473</u>
		訓練事業等整備加算	都市部 <u>41,163</u> 標準 <u>39,203</u>
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 <u>135,431</u> 標準 <u>128,982</u>	
	短期入所整備加算	都市部 <u>11,218</u> 標準 <u>10,684</u>	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>13,027</u> 標準 <u>12,407</u>	
	障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,228</u> 標準 <u>8,788</u>	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,170</u> 標準 <u>5,876</u>	
	小規模グループケア整備加算	都市部 <u>19,903</u> 標準 <u>18,955</u>	
避難スペース整備加算	都市部 <u>35,735</u> 標準 <u>34,033</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。  
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。  
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

新

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	10,078
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
初度設備相当加算	1人当たり	87
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	738
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,476
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,214
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
助産施設本体	1人当たり	5,329
初度設備相当加算	1人当たり	586
乳児院本体	1人当たり	3,362
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	87
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,278
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	924
初度設備相当加算	1人当たり	75
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	807
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,172
初度設備相当加算	1世帯当たり	87
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,691
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,160
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,664
初度設備相当加算	1人当たり	23

旧

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	9,323
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
初度設備相当加算	1人当たり	80
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	682
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,364
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,046
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
助産施設本体	1人当たり	4,930
初度設備相当加算	1人当たり	542
乳児院本体	1人当たり	3,110
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	80
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,032
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	855
初度設備相当加算	1人当たり	69
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	746
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,260
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,539
初度設備相当加算	1人当たり	21

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>33,531</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,653</u>
放課後児童クラブ室設置加算 <u>※令和5年度以前からの継続事業に限る。</u>	1施設当たり	<u>7,106</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>25,683</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,653</u>
放課後児童クラブ室設置加算 <u>※令和5年度以前からの継続事業に限る。</u>	1施設当たり	<u>7,106</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>50,514</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,653</u>
放課後児童クラブ室設置加算 <u>※令和5年度以前からの継続事業に限る。</u>	1施設当たり	<u>7,106</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>67,396</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>4,801</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>5,942</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>5,144</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>87</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,986</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>27,304</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,883</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,160</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>302</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,245</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,086</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>87</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,380</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>41,965</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,245</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,538</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>72</u>

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>31,019</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6,574</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>23,759</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6,574</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>46,729</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6,574</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>62,346</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>4,441</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>5,497</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>4,759</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,387</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>25,258</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,741</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>69</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,073</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>279</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,852</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>5,630</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,827</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>38,820</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,852</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,348</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>66</u>

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>7,229</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>87</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>8,507</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>27,304</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,245</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,538</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>72</u>
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>7,313</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>87</u>
児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>6,674</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>87</u>
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>13,551</u>
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>13,551</u>
一時預かり事業所	1施設当たり	<u>13,551</u>
子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>7,313</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>87</u>
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,582</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>75</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>6,691</u>
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	<u>12,582</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>75</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>6,691</u>
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	<u>13,551</u>
こども家庭センター	1施設当たり	<u>12,582</u>
利用者支援事業所	1施設当たり	<u>13,551</u>
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	<u>16,577</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>6,687</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,869</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>25,258</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,852</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,348</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>66</u>
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>6,765</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>6,174</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>12,535</u>
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>
一時預かり事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>
子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>6,765</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>69</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>6,190</u>
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>69</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>6,190</u>
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>
こども家庭センター	1施設当たり	<u>12,535</u>
利用者支援事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	<u>15,335</u>
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	<u>12,535</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

新

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>209,690</u>
			標準	<u>199,705</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>349,294</u>
			標準	<u>332,661</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>491,424</u>
			標準	<u>468,023</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>632,250</u>
		標準	<u>602,143</u>	
	101人 ～ 120人	都市部	<u>773,238</u>	
		標準	<u>736,418</u>	
	121人 以上	都市部	<u>913,902</u>	
		標準	<u>870,383</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>44,170</u>
			標準	<u>42,067</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>10,023</u>
			標準	<u>9,546</u>
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>13,853</u>
			標準	<u>13,194</u>
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>116,132</u>
			標準	<u>110,602</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>193,391</u>
			標準	<u>184,182</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>271,790</u>
			標準	<u>258,848</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>350,353</u>
		標準	<u>333,670</u>	
	101人 ～ 120人	都市部	<u>427,775</u>	
		標準	<u>407,405</u>	
	121人以上	都市部	<u>506,174</u>	
		標準	<u>482,071</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>44,090</u>
			標準	<u>41,990</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>12,061</u>
			標準	<u>11,487</u>
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>13,853</u>
			標準	<u>13,194</u>

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。  
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

旧

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>193,978</u>
			標準	<u>184,741</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>323,122</u>
			標準	<u>307,735</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>454,602</u>
			標準	<u>432,954</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>584,876</u>
		標準	<u>557,024</u>	
	101人 ～ 120人	都市部	<u>715,300</u>	
		標準	<u>681,238</u>	
	121人 以上	都市部	<u>845,423</u>	
		標準	<u>805,165</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>40,861</u>
			標準	<u>38,916</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>9,273</u>
			標準	<u>8,831</u>
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>12,816</u>
			標準	<u>12,206</u>
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>107,431</u>
			標準	<u>102,315</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>178,900</u>
			標準	<u>170,381</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>251,426</u>
			標準	<u>239,453</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>324,102</u>
		標準	<u>308,668</u>	
	101人 ～ 120人	都市部	<u>395,722</u>	
		標準	<u>376,878</u>	
	121人以上	都市部	<u>468,247</u>	
		標準	<u>445,950</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>40,786</u>
			標準	<u>38,844</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>11,158</u>
			標準	<u>10,626</u>
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>12,816</u>
			標準	<u>12,206</u>

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。  
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新				旧			
■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）				■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）			
事業（施設）の種類			(1施設あたり)	事業（施設）の種類			(1施設あたり)
事業（施設）の種類			交付基礎点数	事業（施設）の種類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 <u>86,480</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 <u>82,058</u>
			標準 <u>82,362</u>				標準 <u>76,191</u>
		21人 ～ 40人	都市部 <u>173,801</u>			21人 ～ 40人	都市部 <u>164,913</u>
			標準 <u>165,525</u>				標準 <u>153,122</u>
		41人 ～ 60人	都市部 <u>289,697</u>			41人 ～ 60人	都市部 <u>274,881</u>
			標準 <u>275,902</u>				標準 <u>255,229</u>
		61人 ～ 80人	都市部 <u>407,610</u>			61人 ～ 80人	都市部 <u>386,764</u>
			標準 <u>388,200</u>				標準 <u>359,112</u>
		81人 ～ 100人	都市部 <u>524,513</u>			81人 ～ 100人	都市部 <u>497,689</u>
			標準 <u>499,537</u>				標準 <u>462,107</u>
		101人 ～ 120人	都市部 <u>641,250</u>			101人 ～ 120人	都市部 <u>608,455</u>
			標準 <u>610,715</u>				標準 <u>564,954</u>
		121人 以上	都市部 <u>758,070</u>			121人 以上	都市部 <u>719,301</u>
			標準 <u>721,972</u>				標準 <u>667,875</u>
	訓練事業等整備加算		都市部 <u>36,642</u>		訓練事業等整備加算		都市部 <u>34,769</u>
			標準 <u>34,898</u>				標準 <u>32,283</u>
	大規模訓練設備等整備加算		都市部 <u>120,769</u>		大規模訓練設備等整備加算		都市部 <u>114,594</u>
			標準 <u>115,019</u>				標準 <u>106,401</u>
	短期入所整備加算		都市部 <u>10,000</u>		短期入所整備加算		都市部 <u>9,490</u>
			標準 <u>9,524</u>				標準 <u>8,811</u>
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>11,597</u>		発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>11,005</u>
			標準 <u>11,045</u>				標準 <u>10,218</u>
	障害児相談支援整備加算		都市部 <u>8,269</u>		障害児相談支援整備加算		都市部 <u>7,847</u>
			標準 <u>7,876</u>				標準 <u>7,286</u>
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保 育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>5,504</u>		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保 育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>5,223</u>
			標準 <u>5,242</u>				標準 <u>4,850</u>
	小規模グループケア整備加算		都市部 <u>17,732</u>		小規模グループケア整備加算		都市部 <u>16,826</u>
			標準 <u>16,888</u>				標準 <u>15,623</u>
	避難スペース整備加算		都市部 <u>31,935</u>		避難スペース整備加算		都市部 <u>30,303</u>
			標準 <u>30,415</u>				標準 <u>28,137</u>

新				旧					
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>47,568</u>	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>45,136</u>
			標準	<u>45,303</u>				標準	<u>41,909</u>
		21人 ~ 40人	都市部	<u>95,809</u>	21人 ~ 40人	都市部	<u>90,909</u>		
			標準	<u>91,247</u>		標準	<u>84,410</u>		
		41人 ~ 60人	都市部	<u>160,017</u>	41人 ~ 60人	都市部	<u>151,835</u>		
			標準	<u>152,398</u>		標準	<u>140,979</u>		
		61人 ~ 80人	都市部	<u>224,815</u>	61人 ~ 80人	都市部	<u>213,318</u>		
			標準	<u>214,110</u>		標準	<u>198,067</u>		
	81人 ~ 100人	都市部	<u>289,697</u>	81人 ~ 100人	都市部	<u>274,881</u>			
		標準	<u>275,902</u>		標準	<u>255,229</u>			
	101人 ~ 120人	都市部	<u>353,653</u>	101人 ~ 120人	都市部	<u>335,567</u>			
		標準	<u>336,813</u>		標準	<u>311,576</u>			
	121人 以上	都市部	<u>418,619</u>	121人 以上	都市部	<u>397,210</u>			
		標準	<u>398,685</u>		標準	<u>368,812</u>			
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>36,642</u>	訓練事業等整備加算		都市部	<u>34,769</u>	
			標準	<u>34,898</u>			標準	<u>32,283</u>	
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	<u>120,769</u>	大規模訓練設備等整備加算		都市部	<u>114,594</u>	
			標準	<u>115,019</u>			標準	<u>106,401</u>	
	短期入所整備加算		都市部	<u>10,000</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>9,490</u>	
			標準	<u>9,524</u>			標準	<u>8,811</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>11,597</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>11,005</u>		
		標準	<u>11,045</u>			標準	<u>10,218</u>		
障害児相談支援整備加算		都市部	<u>8,269</u>	障害児相談支援整備加算		都市部	<u>7,847</u>		
		標準	<u>7,876</u>			標準	<u>7,286</u>		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	<u>5,504</u>	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	<u>5,223</u>		
		標準	<u>5,242</u>			標準	<u>4,850</u>		
避難スペース整備加算		都市部	<u>31,935</u>	避難スペース整備加算		都市部	<u>30,303</u>		
		標準	<u>30,415</u>			標準	<u>28,137</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。  
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。  
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。



新

旧

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖 縄 振 興 計 画 に 基 づ く 事 業 と して 行 う 場 合	地 震 対 策 緊 急 計 画 整 備 事 業 計 画 地 震 防 災 緊 急 計 画 事 業 計 画 事 業 の 場 合	津 波 避 難 対 策 緊 急 計 画 事 業 計 画 事 業 の 場 合	交 付 要 綱 8 (1) に 該 当 す る 事 業 の 場 合	交 付 要 綱 8 (2) に 該 当 す る 事 業 の 場 合	公 害 防 止 対 策 事 業 と して 行 う 場 合	交 付 要 綱 8 (3) に 該 当 す る 事 業 の 場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	129	-	-	170	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	209	313	-	276	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	121	162	162	160	162	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	446	669	-	589	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	889	-	-	1,762	-	-	-	1,334
児童センター	1施設当たり	1,340	-	-	2,653	-	-	-	2,010
大型児童センター	1施設当たり	1,791	-	-	3,546	-	-	-	2,687
児童養護施設	1人当たり	188	-	-	249	251	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	216	-	289	286	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	272	-	-	359	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	114	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	476	-	-	629	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	424	-	-	560	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	635	-	-	838	-	846	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	9,391	19,093 16,765	12,573	12,496	-	-	10,325	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	9,860	20,047 17,603	13,201	13,120	-	-	10,841	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,719	16,765	6,286	6,054	-	-	5,186	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	4,954	17,603	6,600	6,356	-	-	5,445	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖 縄 振 興 計 画 に 基 づ く 事 業 と して 行 う 場 合	地 震 対 策 緊 急 計 画 整 備 事 業 計 画 地 震 防 災 緊 急 計 画 事 業 計 画 事 業 の 場 合	津 波 避 難 対 策 緊 急 計 画 事 業 計 画 事 業 の 場 合	交 付 要 綱 8 (1) に 該 当 す る 事 業 の 場 合	交 付 要 綱 8 (2) に 該 当 す る 事 業 の 場 合	公 害 防 止 対 策 事 業 と して 行 う 場 合	交 付 要 綱 8 (3) に 該 当 す る 事 業 の 場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	120	-	-	158	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	194	291	-	256	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	113	150	150	149	150	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	827	-	-	1,637	-	-	-	1,240
児童センター	1施設当たり	1,245	-	-	2,465	-	-	-	1,868
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	3,296	-	-	-	2,497
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	201	-	268	265	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	106	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	443	-	-	584	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	8,688	17,663 15,509	11,632	11,560	-	-	9,552	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	9,122	18,546 16,284	12,213	12,138	-	-	10,029	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,365	15,509	5,816	5,600	-	-	4,798	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	4,584	16,284	6,107	5,880	-	-	5,038	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

旧

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	234	-	-	309	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	393	590	-	519	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	217	326	290	287	290	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	813	1,220	-	1,074	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,334	-	-	2,643	-	-	-	2,164
児童センター	1施設当たり	2,011	-	-	3,982	-	-	-	3,261
大型児童センター	1施設当たり	2,686	-	-	5,318	-	-	-	4,355
児童養護施設	1人当たり	338	-	-	447	451	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	410	-	546	541	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	482	-	-	637	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	210	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,771	-	-	2,338	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,134	-	-	1,498	-	1,513	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	17,230	24,774 22,912	22,912	22,819	-	-	18,889	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	18,091	26,012 24,057	24,057	23,959	-	-	19,833	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	8,227	10,990	10,990	10,866	-	-	9,044	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	8,638	11,539	11,539	11,409	-	-	9,496	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	216	-	-	286	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	364	546	-	480	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	201	302	268	265	268	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1,129	-	993	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,234	-	-	2,444	-	-	-	1,994
児童センター	1施設当たり	1,860	-	-	3,683	-	-	-	3,005
大型児童センター	1施設当たり	2,484	-	-	4,920	-	-	-	4,014
児童養護施設	1人当たり	313	-	-	413	417	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	379	-	505	500	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	446	-	-	589	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	194	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,638	-	-	2,163	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,049	-	-	1,385	-	1,399	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	15,940	22,919 21,195	21,195	21,109	-	-	17,474	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	16,737	22,320 20,640	20,640	20,600	-	-	17,050	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	7,611	10,167	10,167	10,052	-	-	8,367	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	7,991	10,675	10,675	10,555	-	-	8,785	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

旧

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標	準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	40,873		-
児童心理治療施設	-		54,502

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	15,832	21,105
初度設備相当加算	861	2,250
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	7,145	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	21,105	14,074
初度設備相当加算	3,757	2,502

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標	準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	37,810		-
児童心理治療施設	-		50,418

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	14,645	19,523
初度設備相当加算	796	2,082
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,610	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	19,523	13,019
初度設備相当加算	3,475	2,315

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

旧

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	11
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,031
	障害児入所施設	16
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,398
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	32
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,398
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
児童厚生施設	5	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,295
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	170
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	254
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	388
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	201
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	301

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)		131

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,879
	障害児入所施設	15
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	29
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
児童厚生施設	4	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,048
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	235
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	359
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	185
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	278

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)		121

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

新

旧

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	10.151	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6.737	-	-	13.341	-	-	10.925
児童育成支援拠点事業所	9.782	-	-	12.912	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	9.782	-	-	12.912	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9.782	-	-	12.912	-	-	-
一時預かり事業所	9.782	-	-	12.912	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	9.782	-	-	12.912	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	9.782	-	-	12.912	-	-	-
こども家庭センター	9.782	-	-	12.912	-	-	-
利用者支援事業所	9.782	-	-	12.912	-	-	-
乳児院	-	13.535	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	15.227	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	13.535	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	13.399	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	13.535	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	13.535	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9.857	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	9.390	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6.233	-	-	12.341	-	-	10.069
児童育成支援拠点事業所	9.049	-	-	11.944	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	9.049	-	-	11.944	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9.049	-	-	11.944	-	-	-
一時預かり事業所	9.049	-	-	11.944	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	9.049	-	-	11.944	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	9.049	-	-	11.944	-	-	-
こども家庭センター	9.049	-	-	11.944	-	-	-
利用者支援事業所	9.049	-	-	11.944	-	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9.049	二	二	11.944	二	二	二
乳児院	-	12.521	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	14.086	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12.521	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	12.395	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12.521	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12.521	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9.118	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

新	旧
別表 3～別表 5 (略)	別表 3～別表 5 (略)

新

旧

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>8,684</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>5,693</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>4,674</u>
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	<u>14,265</u>
児童養護施設本体	1 人 当 たり	<u>5,846</u>
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	<u>7,553</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,611</u>
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	<u>8,279</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,611</u>

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>8,540</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>6,232</u>
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	<u>21,398</u>

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>6,232</u>
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	<u>11,038</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>3,481</u>

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>8,033</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>5,266</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>4,324</u>
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	<u>13,196</u>
児童養護施設本体	1 人 当 たり	<u>5,408</u>
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	<u>6,987</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,415</u>
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	<u>7,658</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,415</u>

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>7,900</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>5,765</u>
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	<u>19,794</u>

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>5,765</u>
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	<u>10,211</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>3,220</u>

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

旧

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>209,772</u>	
			標準	<u>199,783</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>349,374</u>	
			標準	<u>332,738</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>491,505</u>	
			標準	<u>468,100</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>632,250</u>	
	標準		<u>602,143</u>		
	101人 ~ 120人	都市部	<u>773,320</u>		
		標準	<u>736,496</u>		
	121人 ~	都市部	<u>913,984</u>		
		標準	<u>870,461</u>		
	訓練事業等整備加算			都市部	<u>44,252</u>
				標準	<u>42,145</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>10,023</u>	
			標準	<u>9,546</u>	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>13,853</u>	
			標準	<u>13,194</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>199,044</u>	
			標準	<u>184,813</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>331,508</u>	
			標準	<u>307,807</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>466,369</u>	
			標準	<u>433,026</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>599,915</u>	
	標準		<u>557,024</u>		
	101人 ~ 120人	都市部	<u>733,771</u>		
		標準	<u>681,310</u>		
	121人 ~	都市部	<u>867,240</u>		
		標準	<u>805,237</u>		
	訓練事業等整備加算			都市部	<u>41,989</u>
				標準	<u>38,987</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>9,511</u>	
			標準	<u>8,831</u>	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>13,146</u>	
			標準	<u>12,206</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。



新				旧					
(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)				(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)					
(1施設あたり)				(1施設あたり)					
事業(施設)の種類			交付基礎点数	事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>279,695</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>265,392</u>
			標準	<u>266,377</u>				標準	<u>246,418</u>
		41人～60人	都市部	<u>465,898</u>	41人～60人	都市部	<u>442,072</u>		
			標準	<u>443,713</u>		標準	<u>410,466</u>		
		61人～80人	都市部	<u>655,330</u>	61人～80人	都市部	<u>621,815</u>		
			標準	<u>624,124</u>		標準	<u>577,358</u>		
		81人～100人	都市部	<u>842,999</u>	81人～100人	都市部	<u>799,887</u>		
			標準	<u>802,857</u>		標準	<u>742,699</u>		
		101人～120人	都市部	<u>1,031,159</u>	101人～120人	都市部	<u>978,423</u>		
			標準	<u>982,057</u>		標準	<u>908,471</u>		
		121人以上	都市部	<u>1,218,634</u>	121人以上	都市部	<u>1,156,310</u>		
			標準	<u>1,160,604</u>		標準	<u>1,073,640</u>		
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>59,067</u>	訓練事業等整備加算		都市部	<u>56,048</u>	
			標準	<u>56,255</u>			標準	<u>52,041</u>	
短期入所整備加算		都市部	<u>13,299</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>12,620</u>		
		標準	<u>12,666</u>			標準	<u>11,718</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>18,483</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,538</u>		
		標準	<u>17,603</u>			標準	<u>16,284</u>		
<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>					

新				旧					
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)				(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)					
(1施設あたり)				(1施設あたり)					
事業(施設)の種類			交付基礎点数	事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>279,695</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>265,392</u>
			標準	<u>266,377</u>				標準	<u>246,418</u>
		41人～60人	都市部	<u>465,898</u>	41人～60人	都市部	<u>442,072</u>		
			標準	<u>443,713</u>		標準	<u>410,466</u>		
		61人～80人	都市部	<u>655,330</u>	61人～80人	都市部	<u>621,815</u>		
			標準	<u>624,124</u>		標準	<u>577,358</u>		
		81人～100人	都市部	<u>842,999</u>	81人～100人	都市部	<u>799,887</u>		
			標準	<u>802,857</u>		標準	<u>742,699</u>		
		101人～120人	都市部	<u>1,031,159</u>	101人～120人	都市部	<u>978,423</u>		
			標準	<u>982,057</u>		標準	<u>908,471</u>		
		121人～	都市部	<u>1,218,634</u>	121人～	都市部	<u>1,156,310</u>		
			標準	<u>1,160,604</u>		標準	<u>1,073,640</u>		
		訓練事業等整備加算		都市部	<u>59,067</u>	訓練事業等整備加算		都市部	<u>56,048</u>
				標準	<u>56,255</u>			標準	<u>52,041</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>13,299</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>12,620</u>	
			標準	<u>12,666</u>			標準	<u>11,718</u>	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>18,483</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,538</u>	
			標準	<u>17,603</u>			標準	<u>16,284</u>	
	(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。				(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。				

新

旧

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>230,698</u>		
			標準	<u>219,713</u>		
		41人 ~ 60人	都市部	<u>384,329</u>		
			標準	<u>366,028</u>		
		61人 ~ 80人	都市部	<u>540,650</u>		
			標準	<u>514,905</u>		
		81人 ~ 100人	都市部	<u>695,542</u>		
			標準	<u>662,421</u>		
		101人 ~ 120人	都市部	<u>850,685</u>		
			標準	<u>810,177</u>		
		121人 以上	都市部	<u>1,005,409</u>		
			標準	<u>957,533</u>		
		訓練事業等整備加算			都市部	<u>48,744</u>
					標準	<u>46,423</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>11,009</u>		
			標準	<u>10,485</u>		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>15,211</u>		
			標準	<u>14,487</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>218,900</u>		
			標準	<u>203,250</u>		
		41人 ~ 60人	都市部	<u>364,674</u>		
			標準	<u>338,602</u>		
		61人 ~ 80人	都市部	<u>513,000</u>		
			標準	<u>476,323</u>		
		81人 ~ 100人	都市部	<u>659,971</u>		
			標準	<u>612,786</u>		
		101人 ~ 120人	都市部	<u>807,180</u>		
			標準	<u>749,471</u>		
		121人 以上	都市部	<u>953,991</u>		
			標準	<u>885,785</u>		
		訓練事業等整備加算			都市部	<u>46,252</u>
					標準	<u>42,945</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>10,447</u>		
			標準	<u>9,700</u>		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>14,434</u>		
			標準	<u>13,402</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	169	-	-	-
助産施設	1人当たり	277	416	-	-
乳児院	1人当たり	163	217	217	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	593	890	-	-
児童養護施設	1人当たり	248	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	285	-	380	-
児童自立支援施設	1人当たり	355	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	12,573	19,093	16,765	13,767
			16,765		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	13,201	20,047	17,603	14,455
			17,603		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	304	-	-	-
助産施設	1人当たり	514	771	-	-
乳児院	1人当たり	285	380	380	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,073	1,610	-	-
児童養護施設	1人当たり	449	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	534	-	713	-
児童自立支援施設	1人当たり	638	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	22,896	34,927	30,549	25,213
			30,549		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	24,040	36,673	32,076	26,473
			32,076		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	156	-	-	-
助産施設	1人当たり	256	385	-	-
乳児院	1人当たり	150	201	201	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	549	823	-	-
児童養護施設	1人当たり	229	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	263	-	351	-
児童自立支援施設	1人当たり	328	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	11,632	17,663	15,509	12,736
			15,509		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	12,213	18,546	16,284	13,372
			16,284		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	281	-	-	-
助産施設	1人当たり	476	714	-	-
乳児院	1人当たり	263	351	351	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	993	1,489	-	-
児童養護施設	1人当たり	415	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	494	-	659	-
児童自立支援施設	1人当たり	590	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	21,181	32,310	28,260	23,324
			28,260		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	22,240	33,926	29,673	24,490
			29,673		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

別紙1～別紙7 (略)

旧

別紙1～別紙7 (略)